

# **地域に根差した農業の課題と、今後の在り方について (集落営農の在り方等について)**

**令和6年8月27日  
農林水産省農林水産政策研究所  
コンサルティングフェロー 窪山 富士男  
(九州農政局地方参事官(鹿児島県担当))**

# 集落営農の政策的位置づけ

# 集落営農のねらい

- 我が国の農業、特に水田農業においては、古くから、集落などの地域を単位として、同一水系を利用した米づくりが行われてきており、田植え、稲刈りなどの農作業においても、相互扶助の精神で共同作業が行われてきた。
- こうした伝統的な地域農業が、やがて機械の共同利用、米の生産調整の拡大に対応した麦・大豆などの転作などの地域ぐるみでの取組（転作組合など）へと発展。効率的な農業経営を進め、地域農業の担い手を確保していく手段として、集落営農は基礎となる取組の一つ。



# 集落営農のメリット

- 構成員がみんなで作業を分担して行うことで、個別構成員ごとの営農では困難なことも、助け合いの精神で対応可能。

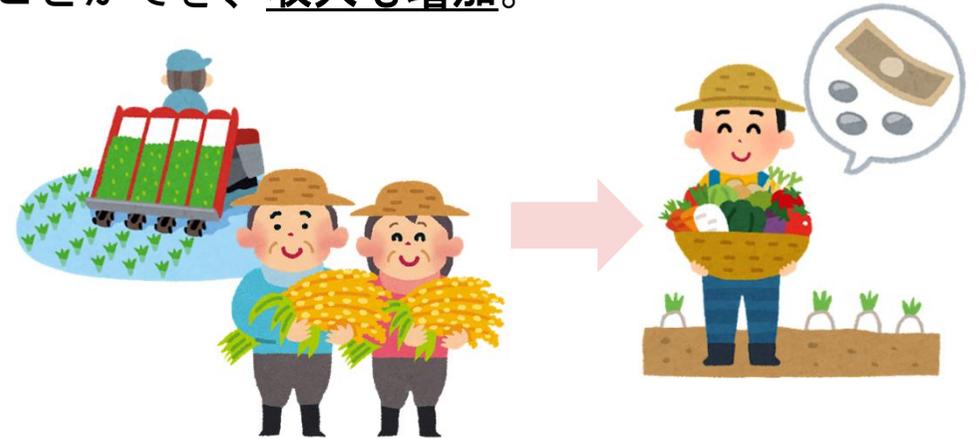
例えば、誰かが病気になっても、他の構成員が出役することで農作業を継続（BCP）。



- 機械を共同所有して利用することで、台数も少なく、修理代などのコストも低減。



- 共同作業により水田作業の負担が小さくなるので、余った労働力や時間（高齢者、女性など）を活用することにより、野菜など収益性の高い作物の栽培や産直、加工などにも取り組むことができ、収入も増加。



- 構成員のふれあいにより、地域のまとまりがよくなり、お祭りなどのイベントも盛り上がる。



# 集落営農は法人化した方が有利

- 集落営農は、任意組織（任意組合）と法人の比較をすると、**法人化した方が、経営展開、資金調達、人材の確保の面で一般的に有利**。この意味で、**任意組織（任意組合）としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間**と考え、法人化を推進。

	任意組合の集落営農	法人の集落営農
法人格	なし <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任意組合として作業受託はできても、農地の利用権の設定はできない</li> <li>○ 安定雇用することが難しい</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人名義で農地の利用権の設定ができる</li> <li>○ 安定雇用することが可能となる</li> </ul>
経営判断できる体制	法律に基づかない、構成員の合意による役員体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合意次第で役員決定権限は様々であるが、一般的には構成員の総意がないと新たな経営判断は難しく、対外的な信用力を構築しづらい</li> <li>○ 役員は構成員内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ</li> </ul>	法律に基づく役員体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになり、対外的な信用力が向上</li> <li>○ 役員に外部の人を登用することもでき、組織として継続できる</li> </ul>
投資財源の確保	内部留保できない <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない</li> <li>○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用はできない</li> </ul> 一部の制度資金（スーパーL資金等）が利用できない	内部留保できる <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる</li> <li>○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できる(注1)</li> </ul> 多様な制度資金（スーパーL資金（注1）等）が利用できる <small>(注1)農業経営基盤強化準備金やスーパーL資金は認定農業者であることが要件</small>
人材の確保	雇用環境が充実しにくい <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない</li> </ul>	雇用環境が充実しやすい <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災保険、雇用保険は従業員1人以上の場合、強制適用(注2)</li> <li>○ 労働時間等の就業規則が整備されるなど就業条件が明確化(注3)</li> </ul> <small>(注2)農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない            (注3)常時雇用従業員が事業所単位で10人以上の場合は、就業規則の作成等が必要</small>

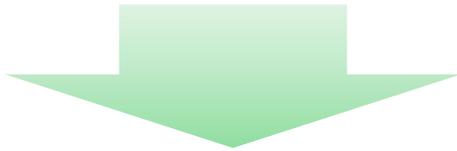
(注) 経営局経営政策課調べ

# 法人化が確実な集落営農は担い手として位置づけ

## <食料・農業・農村基本法（平成11年制定）>

### [第36条]（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。



## <食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）>

- ・ 個別経営のみならず、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農を「担い手」として位置づけ、これら担い手を対象として農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。
- 担い手経営安定法の下、平成19年産からスタートした品目横断的経営安定対策（現在は、経営所得安定対策）では、法律上、認定農業者に加え、法人化することが確実と見込まれる集落営農（スタート時は、5年後の法人化計画の策定が要件）も支援対象。平成27年産からは、法人化計画を廃止。人・農地プランの中心経営体に位置づけて法人化を推進するという手法に見直し。

# **食料・農業・農村基本法の見直し**

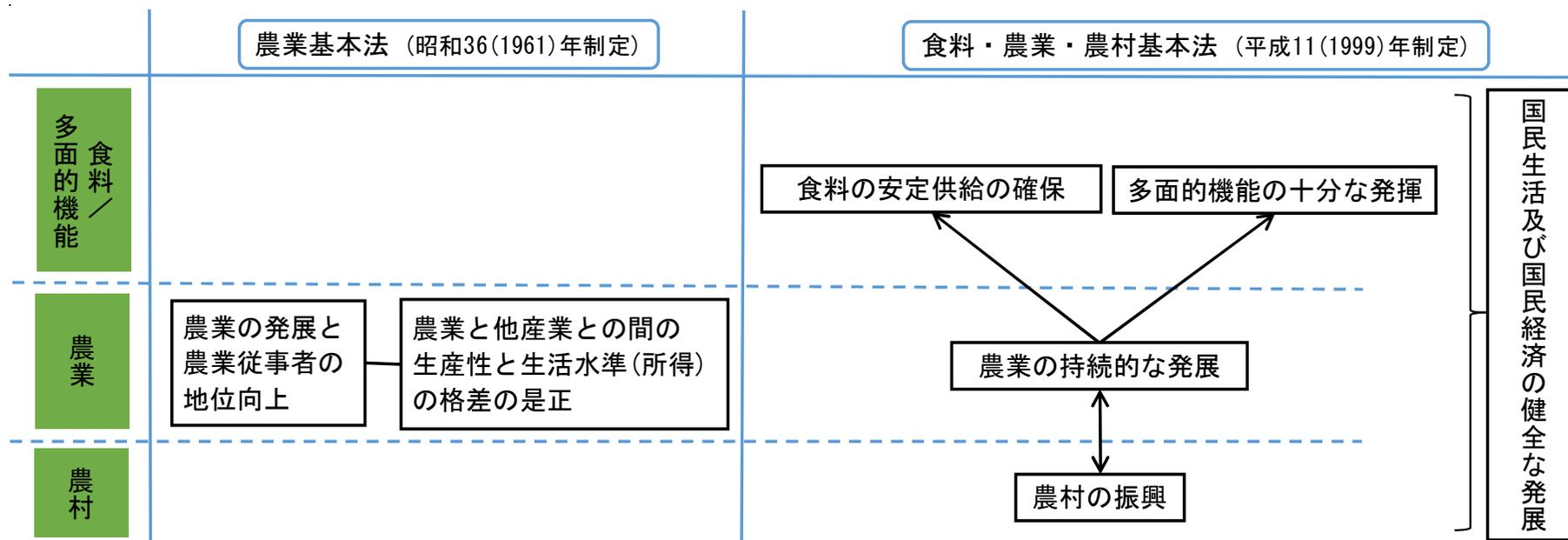
**(これからは、「食料安全保障」、  
「環境と調和のとれた食料システムの確立」も政策の柱)**

# 食料・農業・農村基本法の見直しの主な経緯

## 基本法制定から四半世紀が経過する中、食料安全保障上のリスクが顕在化

- 食料・農業・農村基本法(以下「現行基本法」という。)の制定から四半世紀が経過する中、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面
- 具体的には、(1)世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まり、(2)地球温暖化、生物多様性といった環境等の持続可能性に配慮した取組への関心の高まり、(3)国内の人口減少に先駆けて農村人口が急激に減少する中で、農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念の高まり等が見られ、大きな歴史的転換点に立脚

### 食料・農業・農村基本法の基本理念

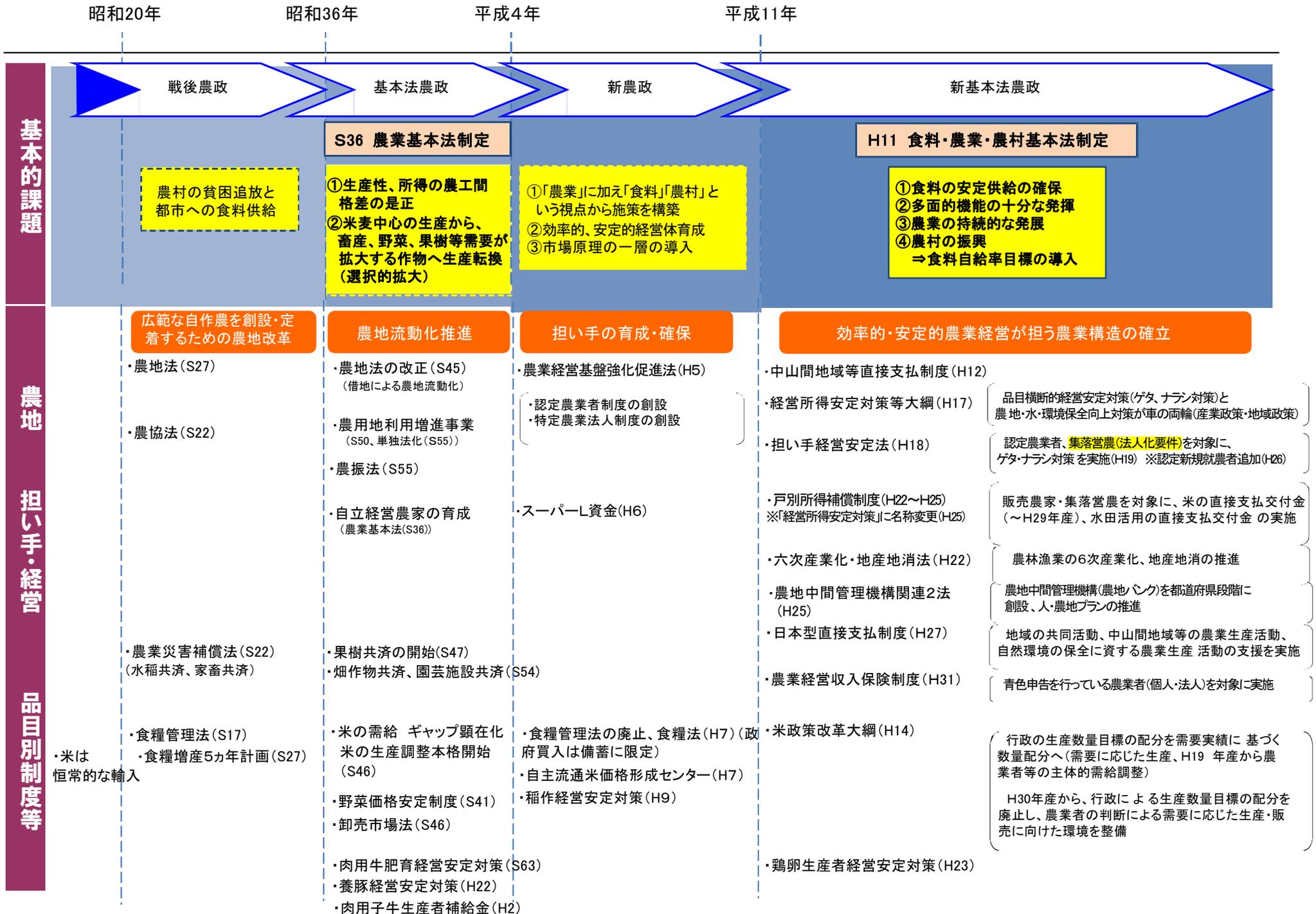


資料：農林水産省作成

## 基本法検証部会において現行基本法の検証・見直しを実施し、2023年9月に答申を取りまとめ

- 2022年9月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問。「基本法検証部会」において、有識者からのヒアリングや施策の検証を行い、学識経験者や生産者、食関連事業者、関係団体等の様々な分野の委員による活発な議論を実施
- 全国11ブロックで地方意見交換会を実施するとともに、Webサイト等を通じた国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら検討を進め、2023年9月に答申を取りまとめ

# (参考) 戦後農政の大きな流れ



# 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律

(令和6年5月29日成立。令和6年6月5日公布・施行)

## 第213回通常国会に食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出

- 第213回通常国会に、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出
- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立**、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるための改正を実施（令和6年5月29日成立。令和6年6月5日公布・施行）

### 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

#### 食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
  - ① **「食料安全保障の確保」を規定**し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
  - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定**
  - ③ **食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定**
- (2) 基本的施策として、
  - ① **食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)**
  - ② **収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸産産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)**
  - ③ 価格形成における**費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進**等を規定

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定**
- (2) **基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定**

#### 農業の持続的な発展

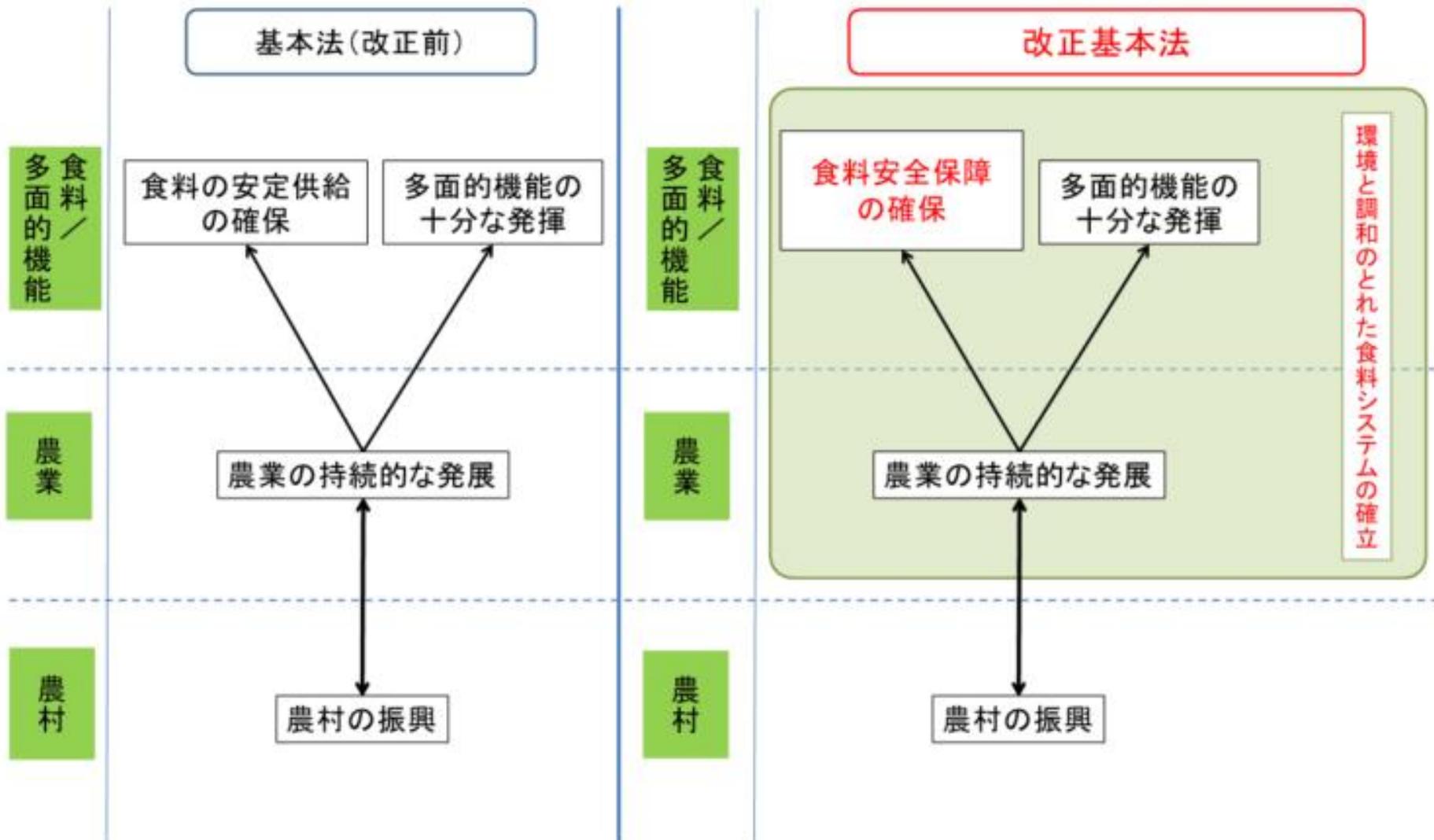
- (1) **基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記**
- (2) **基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定**

#### 農村の振興

- (1) **基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記**
- (2) **基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定**

# 改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）

担い手を育成して構造改革を進める産業政策と、担い手以外の農業者も含めて農村・農地を維持する地域政策は、車の両輪としてそれぞれの政策を展開しつつ、新たに「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」のための施策も推進。



# 集落営農関連（食料・農業・農村基本法の一部改正。令和6年6月5日公布・施行）

※ 黄色マーカ一部分は、一部改正により新たに追記された条文。

## [第26条]（望ましい農業構造の確立）

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の種類及び地域の特性に応じ農業生産の基盤の整備を推進、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

**国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。**

## [第27条]（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

**国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。**

## [第36条]（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 地域計画上、  
認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者のほか、  
地域の将来の担い手となり得る者も、将来の農地の受け手として位置づけ。

集落営農（任意組織、法人）も、  
将来の農地の受け手として明確に位置づけ。

- 地域計画に関する毎年の話し合いを進める中で、集落営農の状況等も関係者  
で確認し、フォローアップ。

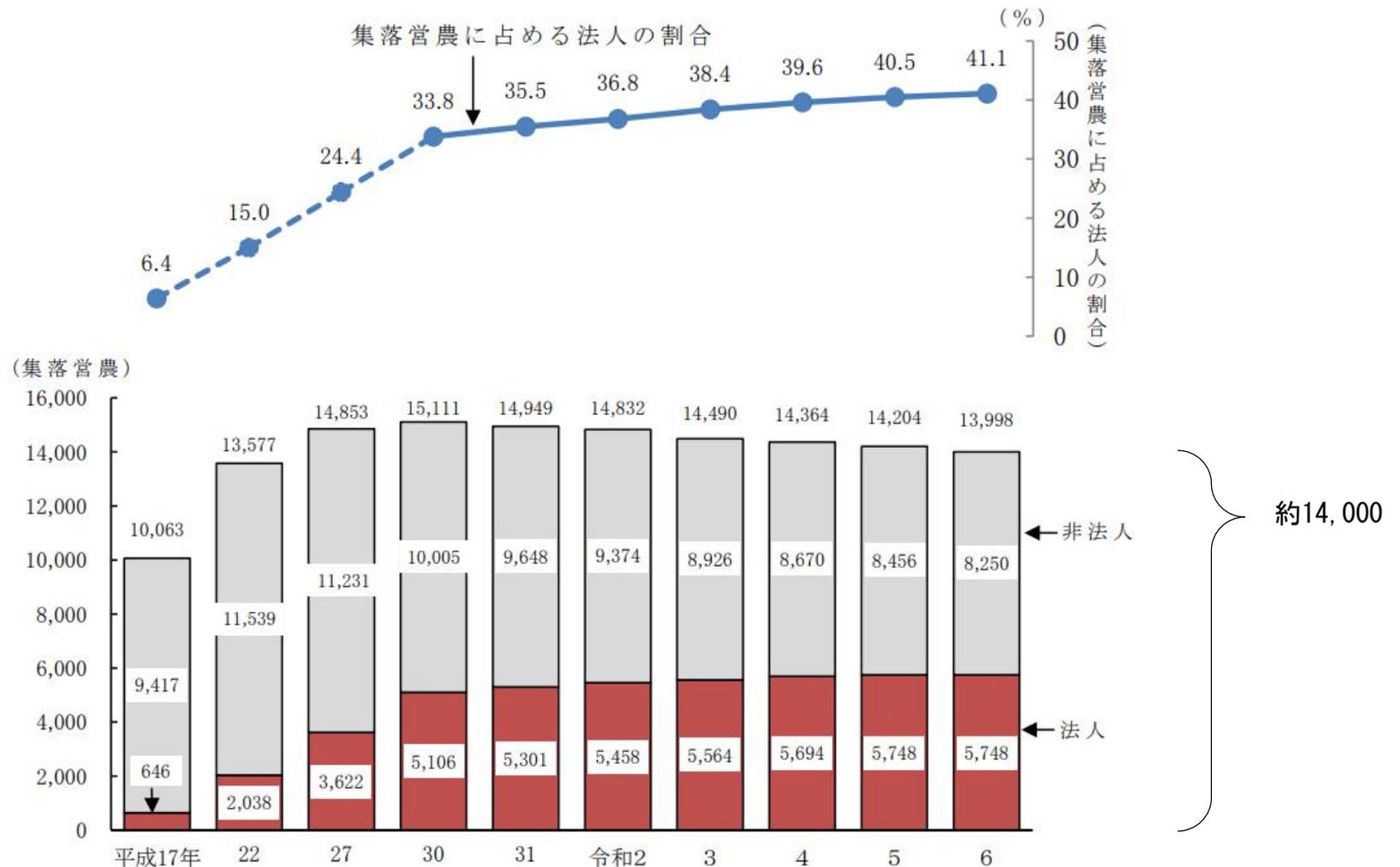


効率的かつ安定的な農業経営に意欲的な集落営農は、  
「半農半X」を受け入れられる雇用の受け皿としていくことも考えられる。

# 集落営農の実態

# 集落営農数の推移

- 集落営農数については、平成19年度から、米・麦・大豆等の土地利用型農業の集積等を目的として開始した「品目横断的経営安定対策（現在は経営所得安定対策）」の影響もあり、大幅に増加。近年は、1万4千程度で推移しており、構成員の高齢化等を背景に、法人数は徐々に増加。



（注）集落営農実態調査（令和6年2月1日現在）

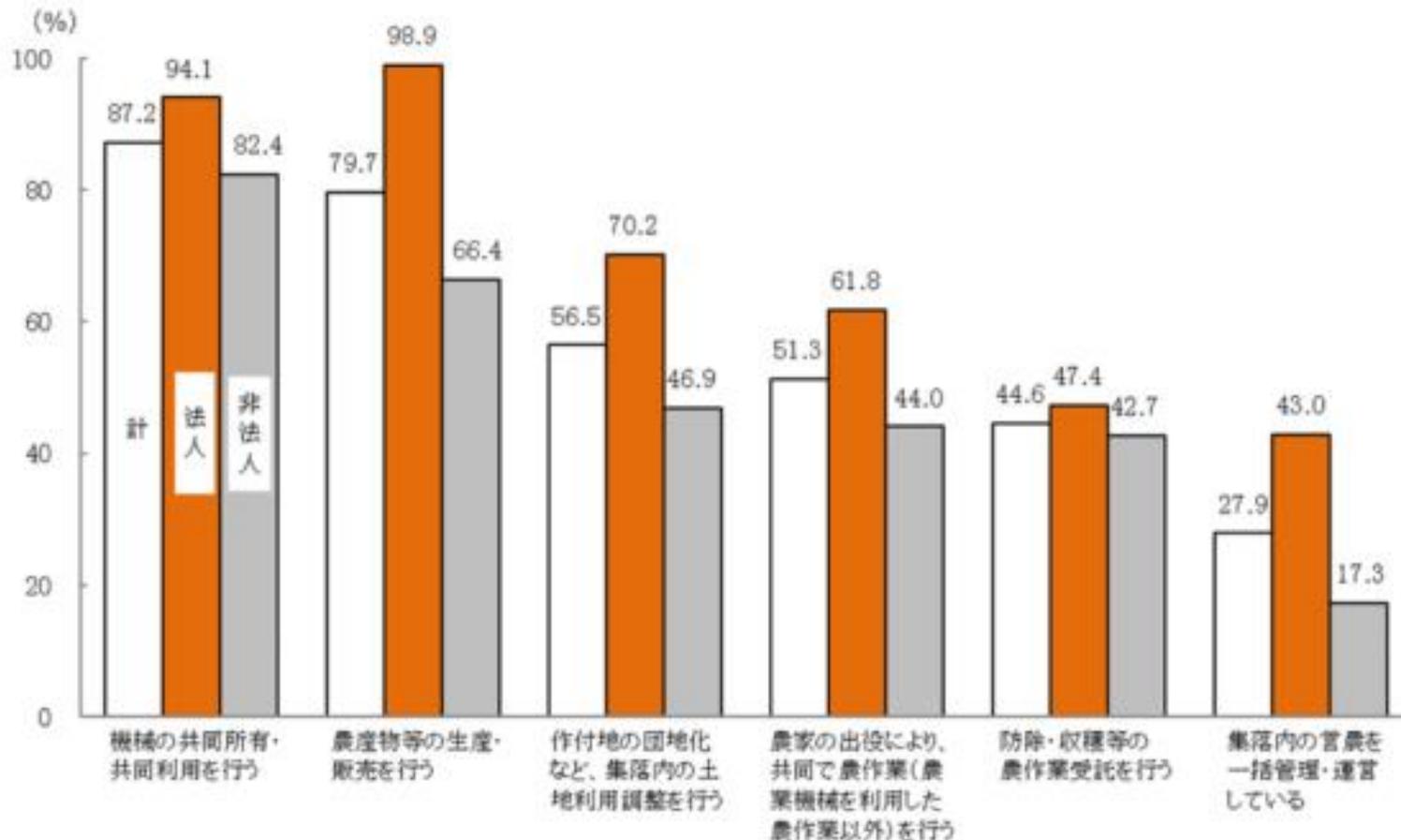
# 集落営農の労働力の確保

- 集落営農の主たる従事者（オペレーターなど農業経営の中心的役割の者）の状況をみると、「5人以上」の割合が40.9%と最も高い。  
一方で、「主たる従事者はいない」という集落営農も14.3%存在。  
今後、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農（特に法人）の労働力をいかにして確保していくかが課題と考えられる。

	主たる従事者はいない	1人	2人	3人	4人	5人以上
13,998	1,997	2,339	1,272	1,587	1,084	5,719
100.0%	14.3%	16.7%	9.1%	11.3%	7.7%	40.9%

# 集落営農の労働力の確保

- 集落営農の活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」の割合が87.2%と最も高い。また、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う」の割合も比較的高くなっており、特に法人の方が非法人に比べて割合が高いことから、法人と構成員の間で、農作業の効率化のための役割分担の取組が進められていると考えられる。

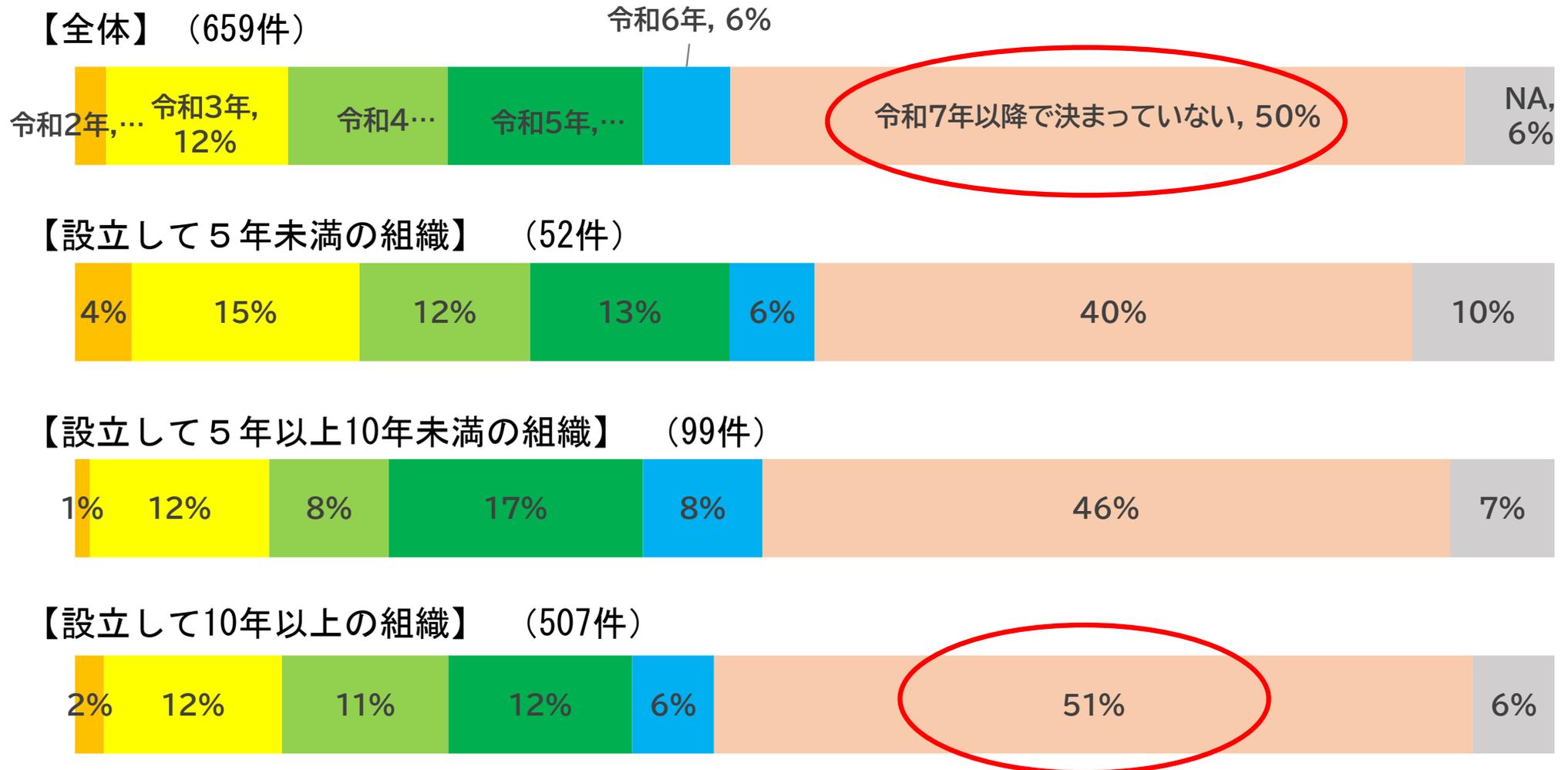


# 集落営農に対する問題意識

# 経営所得安定対策に加入している集落営農の法人化の時期

○ 経営所得安定対策に加入している集落営農（任意組織）に対してアンケート調査を実施（令和2年9月～10月に実施。4,022組織のうち3,022組織から回答）。

法人化の時期を聞いたところ、令和7年以降で決まっていないと回答した組織が50%と最も多い。また、設立して10年以上の組織で51%と最も多い。地域農業の将来に向けて、何らかのテコ入れが必要と考えられる。

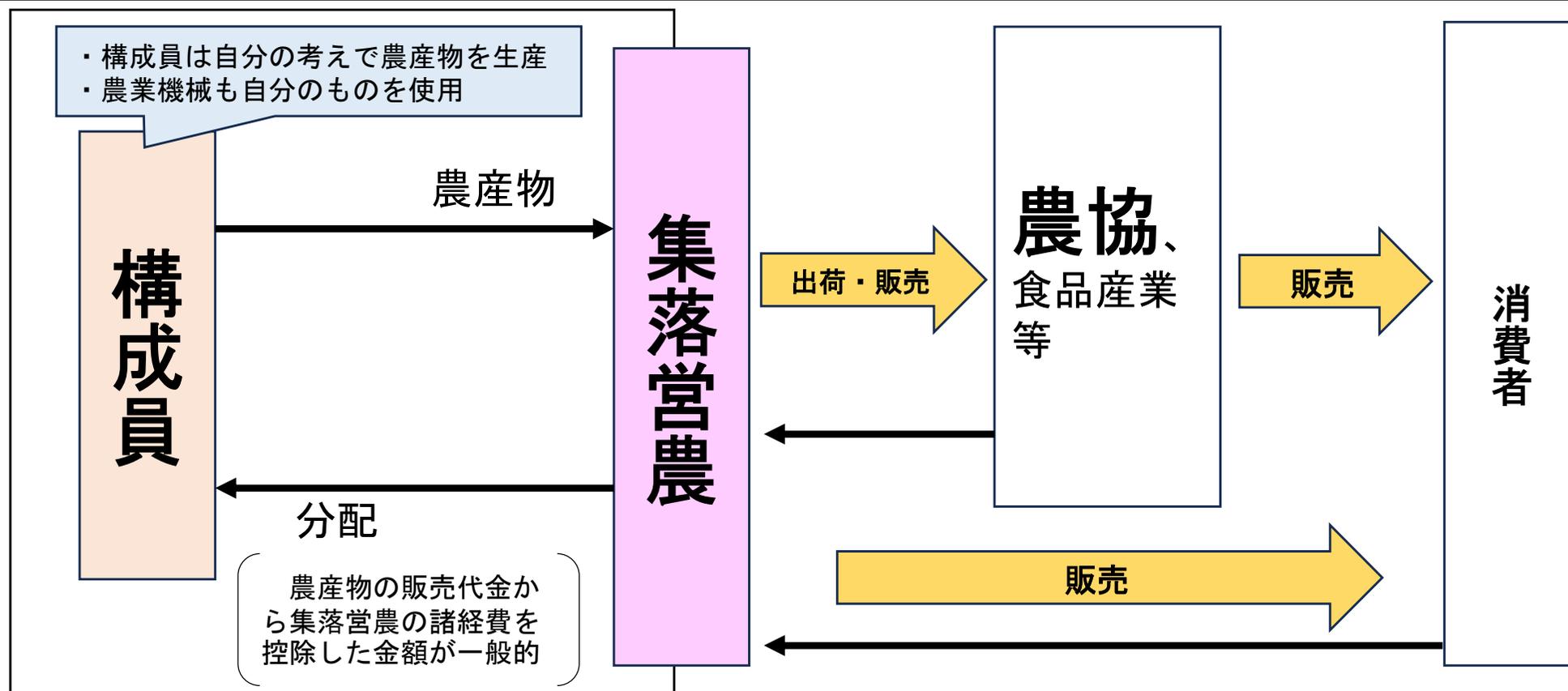


# 集落営農（任意組織）は枝番方式の組織が多い

- 「枝番方式」とは、集落営農の組織単位で収支を計算するのではなく、構成員ごとに収支を計算する方式。

集落営農を立ち上げるときに良く用いられた方式であるが、集落営農として、農業用機械の共同利用を行うとか、まとまった形で農地利用を行うとか、付加価値の高い農産物を生産するとかなどの意識の醸成が図られない（＝法人化に向けた取組の妨げ）。

構成員は、集落営農に参加するメリット（コスト低減等による所得の増）を享受できない。



※ 法人化後も、同様の扱いを継続すると・・・

- ・ 法人としての経営体になりにくい、機動的な経営展開の妨げに。
- ・ そもそも、何のための法人なのか？

# 今後の集落営農の指導方策

- 集落営農は、地域農業の担い手を確保するために有効な手段の一つ。一方、構成員の高齢化等が課題の組織もあり、リタイヤが進めば、自然に組織を維持できなくなり、地域農業の持続性が危ぶまれる。このため、組織自らの問題として、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化合併、連携、経営の多角化や高収益作物の導入など、将来どうしていくのかを真剣に考えてもらうことが重要。
- 特に、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となっている集落営農については、法人化することが確実と見込まれることが法律上の要件となっていることや地域農業の持続性を確保していく必要があること等を踏まえ、人・農地プラン（地域計画）の中心経営体に位置付け、将来の法人化を目指しつつ、国、地方自治体等が自己点検・経営改善を推進。将来の目途が立たない集落営農の構成員の農地は、地域内外の他の担い手に委ねていく仕掛けを地域で確立することも必要ではないか。

集落営農  
(任意組織)

## 将来方向の検討 (どのような経営を目指すか)

### 自己点検の実施 (データで見える化)

- ・ 構成員との意思疎通  
(現状認識、将来の方向など)
- ・ 農産物の共同販売経理の状況  
(経理 (BS・PL) 処理、税務申告など)
- ・ 農業用機械等の共同利用の状況  
(経営資源の把握・集約、構成員の機械更新など)
- ・ 農作業等の役割分担の状況  
(オペレーターと他の構成員の役割分担、人材確保など)
- ・ 農産物の生産・販売等の展開の状況  
(マーケットインの生産計画、付加価値向上策など)
- ・ リスクへの備え  
(収入保険、損保、労災など) など

【経営の持続性】

## 法人化

- ・ 株式会社
  - ・ 農事組合法人
  - ・ 一般社団法人
  - ・ NPO法人 など
- ・ 経営等の改善  
・ 他者からのアドバイス

(構成員の高齢化、リタイヤが進めば・・・)

解散・統合  
担い手へ集約

# 集落営農の取組状況のチェック①

## 1 トラクター、コンバインなどの農業用機械の共同利用化

- 構成員の中には、小規模・兼業農家でありながらも、農業用機械をフル装備している者も、まだ存在しているかも知れません。
- そのような者は、当然のことですが、収入の割には機械代が嵩むので、集落営農に参加しているメリットを感じないとの意識があると思います。
- 集落営農で取り組む農産物の作付規模に応じた適切な台数の機械に整理し共同利用化を進めれば、機械代が節約できるので、確実にコスト削減につながります。

チェック項目	○、△、×
○ 構成員が所有している農業用機械（特に、トラクター、田植機、コンバイン）の償却期間など、組織で利用可能な経営資源を全て把握している。	
○ 組織の経営規模に応じた適正な能力・台数の農業用機械を整備している又は、徐々に整備する計画ができています。	
○ 農業用機械の整理合理化を進めるため、構成員の所有する農業用機械が使用不能となったときは更新しないルールを決めている。	
○ 組織で所有する農業用機械の保守点検を定期的に行っている。 万が一の場合、営農を継続するため、地域の他の担い手との連携体制が確立されている。	
○ 農業用機械を管理するための場所を整備している又は整備する計画がある。	

# 集落営農の取組状況のチェック②

## 2 農作業等の役割分担

- 構成員が自分の圃場の作業を自分だけで行っていると、集落営農への参加意識は働きません。
- 例えば、
  - ・ オペレーターが基幹作業（耕起、播種、収穫）を行い、それ以外の構成員は水田管理作業（水管理、草刈り等）を担当する
  - ・ 共同出役する場合、班体制を確立し、出役計画を作成する
 など、構成員の役割分担を行うことにより、作業の効率化が図られるとともに、休日を有効に活用できるようになります。
- 余った労働力を利用すれば、高収益作物の導入、農産物の加工等にもチャレンジできると考えられます。
- ※ デジタル技術（ドローン、土壌データ等）の活用により、作業効率の向上、コスト削減を図ることも考えられます。

チェック項目	○、△、×
○ 農産物の生産、防除などの計画が作成され、構成員がそれに従って作業を行っている。	
○ 組織で生産する農産物ごとの責任者が決まっている。	
○ オペレーターと構成員の役割分担（水管理・草刈り等は構成員が担当）又は班体制による出役計画を作成し実行することにより、作業の効率化を図っている。	
○ 農作業等を行う構成員は、全て作業日誌を作成している。	
○ 5年先、10年先を見据えて、オペレーター等の作業従事者の確保方法が決まっている。	
○ 農業用機械のオペレーター等の養成計画がある又は作成する予定がある。	

# 集落営農の取組状況のチェック③

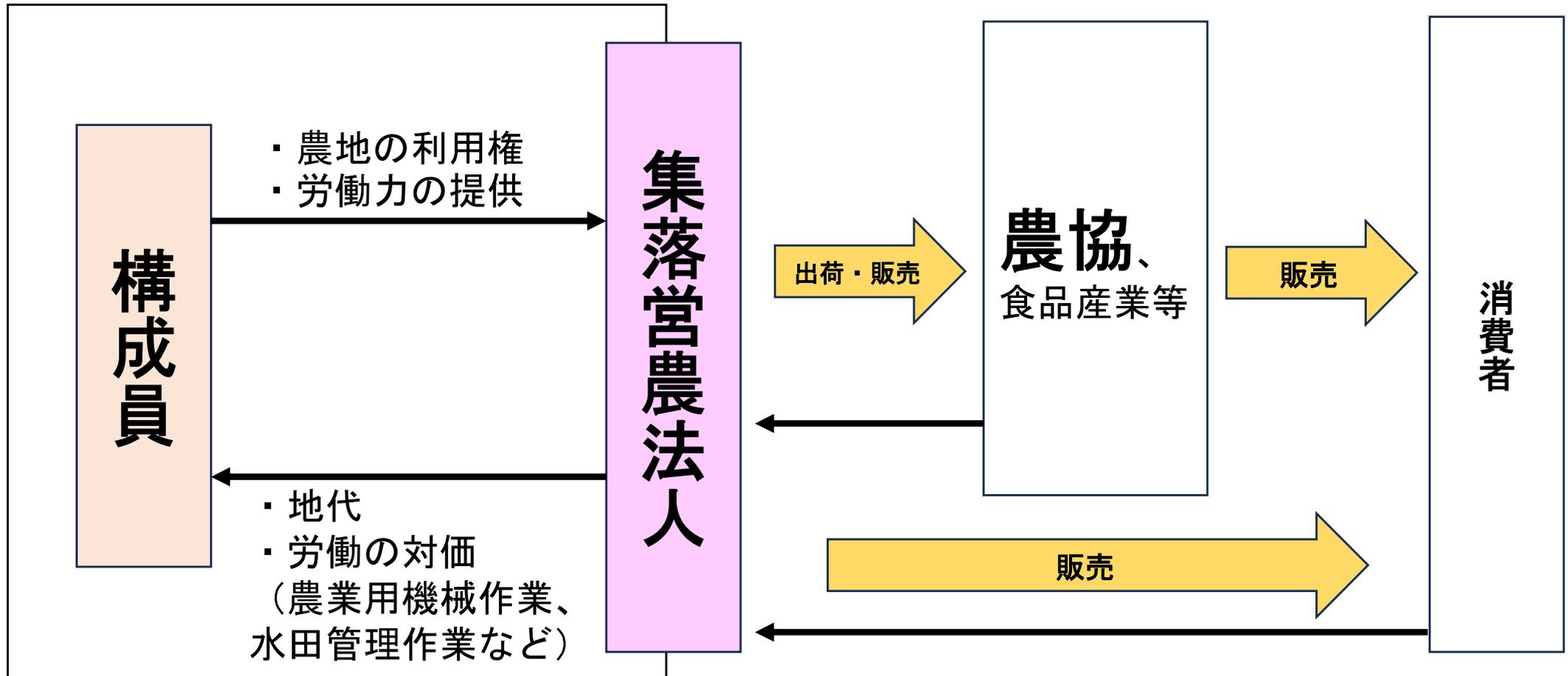
## 3 農産物の生産・販売等はマーケットインの考え方

- 構成員が、自分の考えのみで圃場を管理し、何を作るかも決めている状態では、組織として、統一した栽培管理方法がとれず、品質にもバラツキがあり、大きなロットをまとめることができません（スケールメリットを活かせません）。
- 経営を安定・発展させていくためには、作ったら売れるの発想ではなく、市場動向のリサーチ、取引先のアドバイスを得るなどして、マーケットインの考え方で農産物の生産を行うことが重要です。
- 集落営農全体の農地の状態を把握し、集落営農としての農地の利用計画を整理すれば、ロットをまとめて、均質な品質の農産物の生産ができるので、安定した出荷・販売先の確保につながります。
- 生産した農産物の品質データ等を整理し、顧客に提供すれば、農産物の価値が伝わり、信頼ある取引を継続できることにつながります。
- ※ 集团的・面的に営農活動を行っている集落営農であれば、化学肥料や農薬の使用量を抑えた栽培や有機栽培といった、環境にやさしい農業経営への転換も進めやすいと考えられます。 （みどりの食料システム戦略）

チェック項目	○、△、×
○ 毎年、構成員の全員の農地の状態（土壌データなどを含む）を把握し、組織としての農地利用計画を作成している。	
○ 定期的に市場調査、取引先との情報交換を行うなど、組織の利益を向上させるために有利な農産物の選択、販売先の確保に努めている。	
○ マーケットインの考え方で決めた農産物、栽培管理方法を構成員に説明し、その方針の下で農産物の栽培を行っている。	
○ 農産物ごとに栽培管理工程が作成されており、それをチェックする体制がある。	
○ 取引先と、農産物の品質等に関する情報交換を行い、ニーズを踏まえて栽培方法等の改善を進めている。	

# 集落営農法人と構成員の関係（一般的な事例）

- 集落営農（任意組織）を法人化した場合、一般的には、
  - 構成員の一部又は全部の農地を法人に利用権設定（相続未登記等の事情で利用権設定ができない構成員の農地がある場合は、法人が全作業を受託など）。
    - 法人から構成員には地代を支払う。
  - また、オペレーターの構成員は基幹作業を、それ以外の構成員は水田管理作業（水管理、草刈り等）を担当。
    - 法人から構成員に労働の対価を支払う。

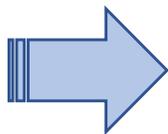
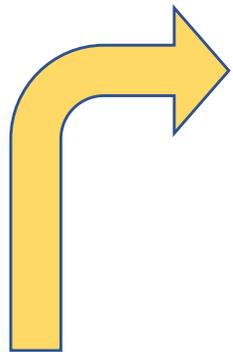


※ 原則として構成員は農業用機械を所有しない。オペレーターは法人所有の農業用機械を使用する。

# 集落営農の今後の取組方向

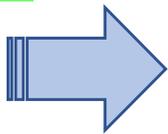
- 集落営農は、地域農業の担い手を確保・育成するために有効な手段であるが、各地の取組をみると、大きく分ける次のように整理されるのではないか。
  - ① 水田地帯において、麦・大豆等の転作作物の受託組織が発展し、国の担い手施策の動向等も踏まえ、やがて法人化し、農産物を生産・販売
  - ② 中山間地域等において、高齢化等が進む中で集落（地域）を活性化する方法として、地域のまとまりのある活動の拠点を作るため法人化し、農業関連以外の事業も展開
- 集落営農は、人・農地だけでなく、集落（地域）機能ともかかわりながら活動できる組織。地域には、自然環境も含め資源が豊富にあり、地域の資源に目を向けると、農業関連に限らず、所得を上げていく活動は多種・多業ではないか。
- 今後、農村の発展も視野に入れて、地方自治体等の関係者も交えて、集落営農をどのような方向に展開していくのが良いのか検討していくことが必要ではないか。





## 集落営農法人

オペレータ中心又は  
集落のまとまり



## 農産物の生産・出荷のみ

- ・ 米・麦・大豆等の農産物の生産・出荷

## 農業関連以外の事業への展開

- ・ 米・麦・大豆等の農産物の生産・出荷
- ・ 農産物の加工品の製造・販売
- ・ 直売所の運営、連携
- ・ 地域住民の生活支援
- ・ 地域資源を活用した観光事業 など

集落営農  
(任意組織)

※写真は、  
集落営農法人と地域住民が一体となって  
地域活性化に取り組む、島根県浜田市  
「ひやころう波佐」の取組事例



例えば、

- 集落営農の構成員だけでなく、地域住民も含め、アンケートなどを実施し、地域のビジョンを描く。
- 集落営農が地域とどのようにかかわるのか、地域の活性化のためにどのような活躍の場があるのかなどを検討し、将来方向を決めていくことも必要ではないか。

# 集落営農から農村RMOの取組へ

**（農村RMO : Region Management Organization）とは、  
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、  
生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことです。**

→ **農村型地域運営組織**

# 中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

## 農村RMO※

### 協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定  
集落営農  
農業法人  
など



自治会・町内会  
婦人会・PTA  
社会福祉協議会  
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

### 実行機能

### 事業の実施

資源管理

生産補完  
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

## 【農村RMO的取組事例(法人×中山間地域等直接支払活動組織)】

### ○ 島根県浜田市 農事組合法人「ひやころう波佐」

- ・ 平成12年から導入された中山間地域等直接支払を契機に、活動組織を立ち上げ、地域の取組を開始
- ・ 米づくり、草刈り等の作業は、集落全員でやろう!  
田植え、稲刈り等の基幹作業は、集落の中核農家。草刈り等は、農地所有者以外も参加
- ・ 最初は1集落の活動だったが、徐々に輪を広げ、5集落(波佐上地区)が参加  
→ 平成17年 営農組合「ひやころう波佐かみ」を設立  
【目指す姿(組織経営体の構想)】  
※ みんなで協力し、支えあう農業をめざす  
学びあう地域づくり 生産し消費する地域づくり 交流する地域づくり  
→ 平成19年 農事組合法人「ひやころう波佐」を設立  
(総務部、企画・販売部、営農部、女性部)  
◎ 中山間等直接支払活動組織(法人と活動エリア、構成員は同じ)と一体運用

# 集落営農だからできる 持続可能な農業×地域づくり



島根県浜田市  
農事組合法人ひやころう波佐

(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

# 集落・法人の概要

- 構成集落 波佐上地区 5集落  
(若生・西谷上・亀谷原・新井屋原・馬場)
- 組合員 63戸
- 農地面積 19ha (植付16ha)
- 主な作目 水稻(コシヒカリ・きぬむすめ・ミコトモチ)  
大豆・そば  
たまねぎ・キャベツ・アカメガシワ
- その他 もち・みそ加工・惣菜・菓子加工  
都市交流事業・地域交流事業  
ほか

※当初は5haで経営スタート  
(設立当初は過剰投資を抑え、徐々に機械整備)



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

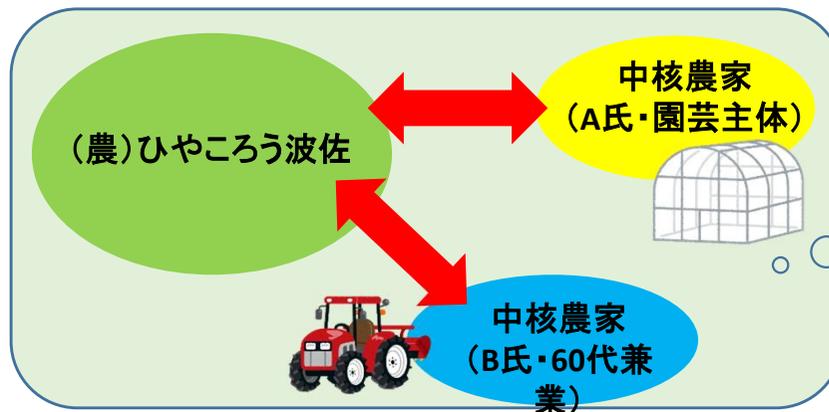


# ひやころう波佐の特徴①

★キーワード 「地域に住む誰もが力を寄せ合う農業」



集落営農法人と地域内の「中核農家」との連携



同じ地域に住む者同士、  
「地域の農業、農地を守る、盛り上げる！」が共通の目標

○園芸野菜栽培指導、品種・時期・出荷先調整、水稻野菜苗購入、RC管理、加工施設運営協調

○中核農家への水稻作業委託6~7割  
(トラクター耕起、代掻き、田植、ドローン防除、コンバイン、ライスセンター)



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

# ひやころう波佐の特徴②

★キーワード 「地域に住む誰もが力を寄せ合う農業」

↓  
集落営農法人と「地域に住むひと」が関わりを持ち続ける

↓  
場づくり

フキの皮剥



玉葱の収穫



○老若男女誰もが農業参加  
(フキの集荷下処理、玉葱定植手植え、キャベツ集荷は土日、アカメガシワは高齢者、  
景観作物日曜作業)

○集落営農＝地域交流・振興  
(餅搗き実演販売・手作りの祭り・温泉忘年会・地域みんなで獣害対策・安心安全  
自主防災組織)

(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

# 集落営農があったから、集落営農だから…①

平成27年度2015年から稼働する加工場「みそびや」。女性陣が大活躍！  
[ふき佃煮]「ふき菓子」が人気です。



遊休農地の活用のために取り組んでいる「アカメガシワ」。  
収穫は老若男女問わず地域ぐるみで！



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

# 集落営農があったから、集落営農だから…②

ひやころう波佐の交流主力事業「餅つき」。県内外で大活躍！



地域内、都市との交流。交流は地域に活気と刺激をもたらします。



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

目指すのは・・・

# みんなで協力し、支え合う農業



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

# ～農村RMOの活動に向けた検討方向～

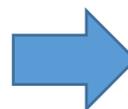
## 【将来ビジョン、現状の把握】

- この地域を次代につなぎたいという志を持った有志で議論を開始
  - 将来ビジョン(この地域を、将来、どのような地域にしたいか?)
  
- 現状の把握
  - 人口は? 世帯数は?
  - 各世帯は何で(どのような職業で)生計を立てているか?
  - 住居の状況は? 空き家は?
  - 地域の環境維持(草刈り、清掃作業など)は、どのようにしているのか?
  - 地域の行事は何か?(定期的な会合、お盆や正月の祭事など昔からやっている行事、昔はやっていたけど今はやっていない行事などの洗い出し)
  - 伝統的な食品加工はあるか?  
(手前味噌、梅干し、漬物、お菓子、飾り餅など)
  - 地域内の農業の状況は? どのような作物が生産されているのか?  
担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農など)は、どのように活躍しているのか?

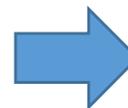
## 【将来ビジョンの実現、地域の機能を絶やさずに次代につないでいくための活動の検討】

地域運営組織としてどのような活動が必要か(考えられるか)？

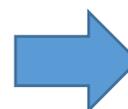
- 高齢世帯の見回り、声掛け
  - 地域内、個別世帯の清掃活動
  - 高齢世帯の援農(作業受託)
  - 借り手のいない優良農地での農産物の生産
  - 地元の直売所等での農産物等の販売
  - 農産加工品の製造
  - 祭事などでの農産物、加工品の販売
  - 出張イベント(餅つき隊など)
- ※ +αの取組



生活支援



農用地保全



地域資源活動

(注) 農産物の生産、農産加工品の生産などの地域資源活動は、  
売り先、売り方などの検討が優先。マーケットインの考え方が必須。

(注) 活動をより効率的に進めるため、デジタル技術やデータの活用も考えられる(ロボット、AI、IoTなど)。

# 定住促進の枠組を活用して、 労働力の確保・地域維持を図ることも一手法

住む場所があり、農業や、周辺地域の事業者の仕事と農業との組み合わせで安定した収入を得られる機会が作れば、地域の維持、農業の担い手の確保にもつながる。

→ 特定地域づくり事業組合制度

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

### 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・IJターンの障害

### 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

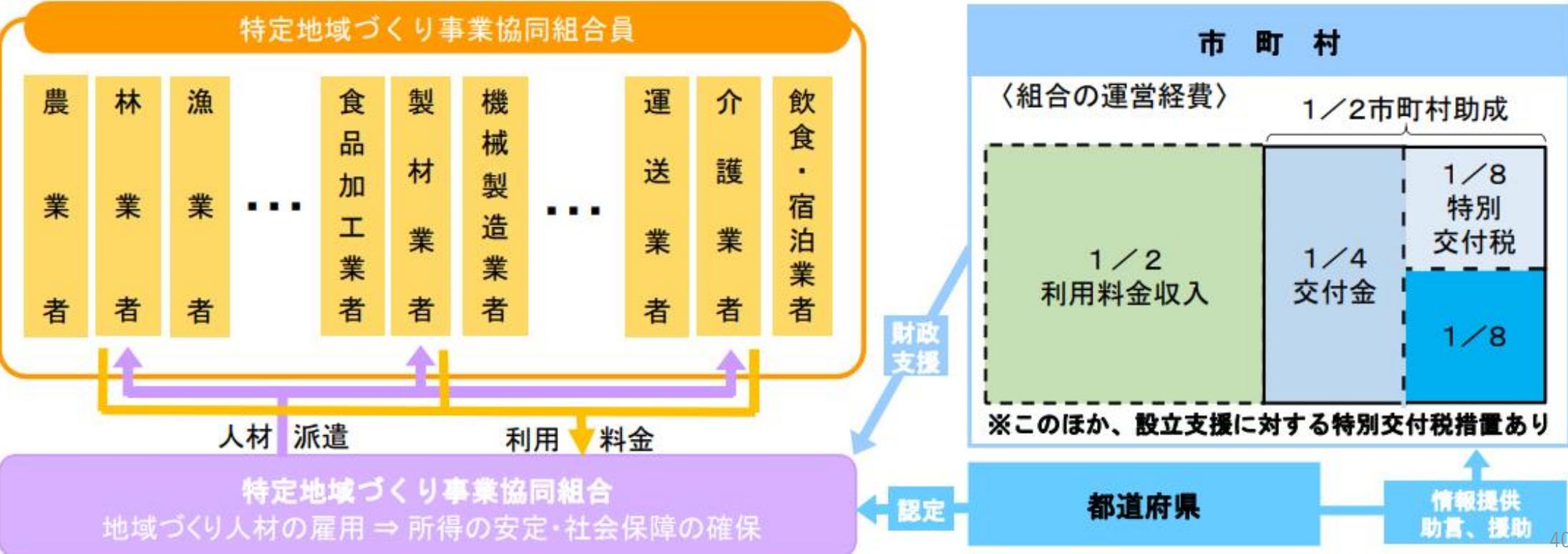
⇒地域の担い手を確保

### 人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



# 移住者である派遣職員が地域活動に参加し、地域を活性化!

## 活用のきっかけ・期待すること

- ▶ 地域の区長等を務める現事務局長が、事業所の人材不足や農林漁業の後継者問題を危惧し、「若者がいないと地域が存続しない。そのためには働ける場所が必要」と考え、地区内事業所に呼びかけ、6事業所が発足メンバーとして集い、設立を目指した。
- ▶ 市内の様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業し、市内での地域づくり人材として活躍することを期待している。

## 取組内容

▶ 移住者等を雇用し、地域の事業者へ派遣  
地域の農業、酒造業、宿泊業、引退馬支援、道の駅等、14の事業者の仕事を組合せ、年間通じた安定した仕事を創出。  
これまでに組合で雇用した15名（うち14名が移住者）の職員を各事業者に派遣（マルチワーク）することで、移住・定住を促進し、地域づくりや地域産業の担い手の確保・育成を目指している。

## 地域の活性化

▶ 地域活動に参加することによる地域の活性化に寄与  
組合の研修で地域の習慣や行事について紹介等することで、派遣職員が、伝統祭礼「キリコ祭り」、「奥能登国際芸術祭」でボランティアサポーター、青年団員に参加する等、地域イベントを盛り上げ、仕事以外の時間も地域内で楽しんでいる。  
若者が地域行事に参加することで新たな交流が生まれ、地域に活気が生まれている。

## マルチワークのイメージ

社員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 30代男性	農業/米づくり (週5日)					酒蔵/蔵人 (週5日)						
B 20代女性	引退馬支援事業/馬のお世話 (週4日)											
	農業/ケール栽培・収穫 (週1日)											
C 20代女性	観光施設/販売 (週5日)								道の駅/販売 (週3日)			
									飲食店/接客 (週2日)			
D 30代女性	宿泊施設/清掃・接客 (週2日)								道の駅 (週2日)			
					炭焼工場/事務・発送 (週2日)							

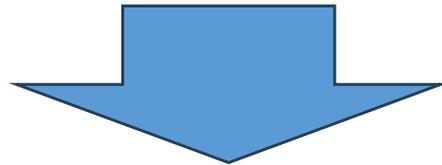
## 組合に関わる皆さんの声

▶ 組合員(自家製豆腐が自慢の道の駅)  
派遣職員OBが正社員として入社し豆腐製造の後継者に。また、現役派遣職員の働きかけにより、別の派遣先の飲食店で豆腐提供が始まる等、事業所同士が繋がるきっかけにもなっており、人材確保の面以外にも効果を感じている。

▶ 派遣職員(20代千葉県から移住)  
引退馬支援をしている会社で馬の世話と農業法人でケール栽培に従事。動物と関わる仕事がしたくて応募したが、元々趣味のあった農業も経験できてありがたい。田舎特有の地域コミュニティが好きで、ご近所付き合いや青年団活動も楽しんでいる。



- **みんなが住んでいる地域だから、みんなで守るのが基本**  
→ **地域を将来につなぐ**
- **地域外の血縁、友人などのつながりを大切にして、  
当該地域の取組をPRし、交流を活性化**  
→ **働く場、居住地などの準備により、移住者を確保**



**将来も安心して暮らせる地域へ**

**ご清聴、ありがとうございました。  
資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。**

**[fujio\\_kuboyama350@maff.go.jp](mailto:fujio_kuboyama350@maff.go.jp)**